

【2026年版】自然災害への事前の備えと 災害時の労務管理

BCP策定・不可抗力の休業手当・非常時払い・災害時36協定・労災認定まで徹底解説

はじめに： 地震や台風、集中豪雨など大規模な自然災害の発生が懸念される中、企業には従業員の命と安全を守る「防災対策」と、事業の中断を防ぐ「事業継続計画（BCP）」の構築が求められています。また、いざ災害が発生した際には、休業手当の支給要件や給与の非常時払い、特別非常時の36協定申請など特有の労務実務が発生します。平時からの備えと有事の労務ルールを体系的に整理しましょう。

目次

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 1. 企業を守る事前準備：防災対策とBCP策定 | 4. 災害復旧に伴う「時間外・休日労働（災害時36協定）」 |
| 2. 自然災害時の休業手当：「不可抗力」判定基準 | 5. 自然災害による労災保険（業務災害・通勤災害） |
| 3. 給与の「非常時払い（労基法25条）」実務 | 6. 社会保険料・労働保険料の納付猶予制度 |

1. 企業を守る事前準備：防災対策とBCP策定

企業の事業活動は「ヒト・モノ・カネ・情報」の経営資源に支えられており、災害時にはこれらが制限されます。平時から「防災対策」と「事業継続（BCP）」の2本柱で準備を進めることが重要です。

【図解①】企業における防災対策とBCP策定の4ステップ

STEP 1

ハード・ソフト防災整備

耐震化、器具固定、食料・水備蓄、避難経路確保、安眠確認システムの導入。

STEP 2

基本方針とリスク想定

事業中断による被害やリスクを洗い出し、BCPの基本方針を明確化。

STEP 3

重要業務と目標復旧

優先復旧すべきコア業務を特定し、目標復旧時間（RTO）を設定。

STEP 4

リソース確保&訓練

電源・通信・データのバックアップ体制を整え、定期的な防災訓練を実施。

2. 自然災害時の休業手当：「不可抗力」判定基準

災害時に事業所を休業させる場合、労働基準法第26条に基づく「休業手当（平均賃金の6割以上）」の支払いが必要か否かは、その休業が「不可抗力」に該当するかで決まります。

休業手当の支払義務が免除される「不可抗力」の2条件

- ① 原因が事業の外部より発生した事故であること（地震・台風・大規模停電等）
- ② 経営者として最大の注意を尽くしても、なお避けられない事故であること

※事業所施設が直接被壊・浸水して操業不能な場合は「不可抗力」として無給可。ただし、施設被害がないにもかかわらず会社判断で早期帰宅させた場合等は休業手当が発生する可能性があります。

3. 給与の「非常時払い（労基法25条）」実務

労働基準法第25条に基づき、従業員や生計を維持する親族が地震・台風等で被災し費用を要する場合、給与支払期日前であっても「すでに提供された労働（既往の労働）に対する給与」を支払わなければなりません。

- ・請求できる要件：災害被災による費用請求、居住地が避難指示対象となり転居を余儀なくされた場合、1週間以上のやむを得ない帰郷など。
- ・注意点：未就労分の「前借り」に応じる義務はありません。しかし既労働分については請求を受け次第、遅滞なく支払う義務があります。

4. 災害復旧に伴う「時間外・休日労働（災害時36協定）」

災害直後であっても原則として通常36協定を遵守します。しかし、災害対応やライフライン復旧など臨時的緊急性がある場合は、労働基準監督署長の許可（事後届出可）を得ることで、必要な限度内で36協定の上限を超えた時間外・休日労働が認められます。

5. 自然災害による労災保険（業務災害・通勤災害）

【図解②】自然災害時における労災（業務・通勤）認定の判定ポイント

業務災害

作業環境の危険性が影響

単なる自然現象は対象外だが、「倒壊しやすいブロック塀」「崖下の運転作業」「施設からの避難行動中」など危険環境下での被災は認定される。

通勤災害

就業に関する移動か

通常の通勤経路での被災は対象。ただし、会社が出勤停止命令を出しているのに自己判断で強行出勤した場合は「就業に関する移動」と認められない場合がある。

6. 社会保険料・労働保険料の納付猶予制度

自然災害によって財産に著しい損害を受け、社会保険料や労働保険料を一時的に納付できない場合、年金事務所や労働局へ申請することで納付猶予（原則1年以内・延滞金免除等）を受けることが可能です。被災時は申請手を忘れないよう確認しましょう。

本資料の内容は2026年時点の労働基準法・労働安全衛生法および関連通達に基づき作成されています。実際の災害時における個別の休業手当判定や労災申請については、当事務所にお気軽にご相談ください。